

# 司法書士による法律相談を受けられる方へ

以下の内容をお読みいただき、有効な相談時間としていただきますようお願いいたします。

- 1 この相談は限られた時間で、不動産登記や相続、借地借家、多重債務等の問題について、司法書士が考え方や解決方法をアドバイスするものです。  
従って次に該当する相談はできません。
  - ① 具体的な問題や紛争がないのに、学問的な興味等で相談すること。
  - ② 既に調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件について相談すること。  
また、書類の作成・添削、専門的な調査、案件の処理等もできません。
- 2 相談時間は概ね30分間です。
- 3 この相談で担当司法書士の名前をお教えしたり、直接、案件処理等の依頼をしたりすることはできませんが、司法書士の紹介を希望される方は兵庫県司法書士会阪神支部のパンフレットをお渡ししますので、市民参画・協働推進課 市民相談係までお申し出ください。
- 4 相談内容の録音や録画はお断りしています。相談内容の記録にはご自身でメモをおとり下さい。
- 5 広聴活動の一環として、個人情報を含まない形で統計を取らせていただきます。  
ご了承ください。
- 6 相談を受けられて、何かご意見等がございましたら、  
南館地下1階の市民参画・協働推進課 市民相談係（TEL 38-5401）までお申し出ください。